

議第136号 呉市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（平成29年8月8日付け）等に準じ、給与の改定を行うものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条・第2条関係）

ア 一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表の改定

一般職給料表、消防職給料表、教育職給料表及び医療職給料表に定める給料月額を引き上げます。

なお、この改定による平均引上げ率（一般職給料表）は、0.08パーセントです。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の年間支給割合を、0.1月分（再任用職員にあっては0.05月分）引き上げます。これにより、期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.3月分が4.4月分（再任用職員にあっては、2.25月分が2.3月分）になります。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

(ア) 平成29年度

(括弧内は再任用職員 単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	0.85 (0.4)	2.075 (1.05)	1.225 (0.65)	0.85 (0.4)	2.075 (1.05)
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.85</u> (<u>0.4</u>)	<u>2.225</u> (<u>1.2</u>)	1.375 (0.8)	<u>0.95</u> (<u>0.45</u>)	<u>2.325</u> (<u>1.25</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.7</u> (<u>0.8</u>)	<u>4.3</u> (<u>2.25</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.8</u> (<u>0.85</u>)	<u>4.4</u> (<u>2.3</u>)

(イ) 平成30年度以降

(括弧内は再任用職員 単位：月)

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6月期	1.225 (0.65)	<u>0.85</u> (<u>0.4</u>)	<u>2.075</u> (<u>1.05</u>)	1.225 (0.65)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.125</u> (<u>1.075</u>)
12月期	1.375 (0.8)	<u>0.85</u> (<u>0.4</u>)	<u>2.225</u> (<u>1.2</u>)	1.375 (0.8)	<u>0.9</u> (<u>0.425</u>)	<u>2.275</u> (<u>1.225</u>)
計	2.6 (1.45)	<u>1.7</u> (<u>0.8</u>)	<u>4.3</u> (<u>2.25</u>)	2.6 (1.45)	<u>1.8</u> (<u>0.85</u>)	<u>4.4</u> (<u>2.3</u>)

ウ 医師の初任給調整手当の上限額の改定

医師の初任給調整手当の上限額を413,800円から414,300円に改定します（実支給額については、当面、改定の予定はありません。）。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第3条・第4条関係）

ア 特定任期付職員の給料表の改定

特定任期付職員（高度の知識経験又は優れた識見を有する者として任期を定めて採用された職員をいいます。以下同じ。）の給料月額を次のとおり引き上げます。

号給	現 行	改 正 案
1	<u>372,000円</u>	<u>373,000円</u>
2	<u>420,000円</u>	<u>421,000円</u>
3	471,000円	471,000円
4	532,000円	532,000円
5	607,000円	607,000円

イ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き上げます。

【期末手当の各期別支給割合】

(ア) 平成29年度

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.625	1.625
12月期	<u>1.625</u>	<u>1.675</u>
計	<u>3.25</u>	<u>3.3</u>

(イ) 平成30年度以降

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	<u>1.625</u>	<u>1.65</u>
12月期	<u>1.625</u>	<u>1.65</u>
計	<u>3.25</u>	<u>3.3</u>

3 施行期日

(1) 第1条及び第3条の規定 公布の日(平成29年4月1日から適用)

(2) 第2条及び第4条の規定 平成30年4月1日

4 新旧対照表

(1) 呉市職員の給与に関する条例（第1条の規定による改正部分）

現 行	改正案
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 413,800円

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第14条の4 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の207.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の222.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

第6条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 414,300円

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(期末手当)

第14条の4 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の207.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の122.5）、12月に支給する場合においては100分の232.5（第14条の5の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、100分の137.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3～6 (略)

(勤勉手当)

第14条の5 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を

<p>超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の85 _____ _____ を 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ 100分の40 _____ _____ を乗じ て得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に, <u>6月に支給す る場合においては100分の85を, 12月 に支給する場合においては100分の95を</u> 乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用 職員の勤勉手当基礎額に, <u>6月に支給する場 合においては100分の40を, 12月に支 給する場合においては100分の45を</u>乗じ て得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>別表第1 (第3条関係) 一般職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係) 消防職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係) 教育職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(表略)</u></p>	<p>別表第1 (第3条関係) 一般職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第2 (第3条関係) 消防職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第3 (第3条関係) 教育職給料表 <u>(表略)</u></p> <p>別表第4 (第3条関係) 医療職給料表 <u>(表略)</u></p>

(2) 呉市職員の給与に関する条例 (第2条の規定による改正部分)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は, 期末手当基礎額に, 6月に 支給する場合においては<u>100分の207.</u> <u>5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支 給することとなる場合においては, 100分 の122.5), 12月に支給する場合にお いては<u>100分の232.5</u> (第14条の5 の規定により勤勉手当を支給することとなる 場合においては, 100分の137.5) を 乗じて得た額に, 基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の次の各号に掲げる在職期</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第14条の4 (略)</p> <p>2 期末手当の額は, 期末手当基礎額に, 6月に 支給する場合においては<u>100分の212.</u> <u>5</u> (第14条の5の規定により勤勉手当を支 給することとなる場合においては, 100分 の122.5), 12月に支給する場合にお いては<u>100分の227.5</u> (第14条の5 の規定により勤勉手当を支給することとなる 場合においては, 100分の137.5) を 乗じて得た額に, 基準日以前6箇月以内の期 間におけるその者の次の各号に掲げる在職期</p>

<p>間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の85を、12月に支給する場合には100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の40を、12月に支給する場合には100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第14条の5 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の90</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条の規定による改正部分）

現 行	改正案																								
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>372,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>420,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>372,000</u>	2	<u>420,000</u>	3	471,000	4	532,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	471,000	4	532,000
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>372,000</u>																								
2	<u>420,000</u>																								
3	471,000																								
4	532,000																								
号給	給料月額																								
	円																								
1	<u>373,000</u>																								
2	<u>421,000</u>																								
3	471,000																								
4	532,000																								

5	607,000	5	607,000
2～4 (略) (給与条例の適用除外等)		2～4 (略) (給与条例の適用除外等)	
第8条 (略)		第8条 (略)	
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の207.5」とあるのは「100分の162.5」と、「 <u>100分の222.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。		2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の207.5」とあるのは「100分の162.5」と、「 <u>100分の232.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	
3～6 (略)		3～6 (略)	

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条の規定による改正部分）

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」と

あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の207.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の232.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

3～6 (略)

あるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「100分の212.5」とあるのは「100分の165」と、「100分の227.5」とあるのは「100分の165」とする。

3～6 (略)